

大阪市告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	供用開始の期日
此 花 区 第2024-01号線	此花区伝法2丁目60番の175地先から 同 区 同 2 番の2地まで	告 示 の 日

（建設局総務部管財課）